

三田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項及び第2項の規定に基づき、三田市が管理する市道のうち、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路(法第2条第9号に規定する特定道路をいう。以下「道路」という。)の新設又は改築を行う場合における当該道路の構造に関する基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項及び第2項の規定に基づき、三田市が管理する市道のうち、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路(法第2条第10号に規定する特定道路をいう。以下「道路」という。)の新設又は改築を行う場合における当該道路の構造に関する基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>